

# 滞在型しまっち！サポーター創出検証事業 助成金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が実施する滞在型しまっち！サポーター創出検証事業（以下「本事業」という。）の参加決定者（以下「サポーター」という。）に交付する助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (趣旨)

第2条 助成金の趣旨は、次のとおりとする。

財団指定の地域（以下「指定地域」という。）において、地域づくり活動を行う場合に、地域での生活習慣の体得など、地域づくり活動を行うサポーターの活動及び滞在に必要な経費を助成することとする。

## (交付対象等)

第3条 交付対象等は次表のとおりとする。

(1) 対象者	本事業の参加決定通知を受けた者（サポーター）
(2) 助成額	1か月あたり96,000円
(3) 助成期間	1か月～3か月（財団が交付決定を行った助成期間に準ずる。）

## (助成申請)

第4条 本事業の助成金の交付を受けようとする者は、別に財団が指定する申請期限までに、助成金交付申請書（様式第1号）を財団理事長（以下「理事長」という。）あてに提出するものとする。

## (申請内容の審査)

第5条 理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、助成金の交付資格を有するかを審査の上、助成金交付の可否を決定する。

## (助成金の交付決定)

第6条 理事長は、助成の可否を決定し、その結果について助成金交付決定書（様式第2号）又は助成非該当書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の決定には、必要に応じて条件を付すことができる。

## (申請の取下げ)

第7条 交付決定者は、第6条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付決定内容またはこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して7日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成金の給付申請)

第8条 交付決定者は、決定者ごとに別に定める給付スケジュールに従い、助成金給付申請書(様式第4号)を理事長あてに提出しなければならない。

(給付)

第9条 理事長は、前条の給付申請の内容を確認した後、当該給付申請書に基づき、助成金を給付する。

(助成金の不支給)

第10条 次の事項が認められた際は、それが認められた日の翌月以降の助成金を支給しない。

- (1) サポーターが、正当な理由なく理事長及び受入団体等の指示に従わなかったとき。
- (2) 1か月の活動時間が64時間程度に満たない場合。ただし、考慮すべき事由がある場合はこの限りではない。
- (3) その他、理事長が不支給が妥当と判断した場合。

(他助成制度との併用)

第11条 財団以外の団体からの助成制度との併用は、原則認めない。ただし、理事長が認めた場合はこの限りではない。

(活動を中止する場合の取扱い)

第12条 助成決定者が、不測の事態により止むを得ず活動を助成対象期間途中で中止する場合についても、活動実績に基づき精算給付申請及び終了報告を行うものとし理事長はその内容を確認のうえ、助成金の精算給付を行う。

2 滞在期間が1か月に満たない場合には原則助成金を支給しない。ただし、考慮すべき事由があると理事長が判断した場合は、活動時間の実績に応じた金額を給付する場合がある。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。